

地区防災計画学会規則

平成二十六年六月二十九日
令和二年十月二十六日最終改正
地区防災計画学会理事会

地区防災計画学会会則に基づき、地区防災計画学会規則を次のように定める。

(会費)

第一条 地区防災計画学会会則（以下「会則」という。）第六条で規定する入会金及び会費については、次のとおりとする。

- 一 正会員 入会金二千円及び会費一万円
- 二 特別会員 入会金零円及び会費一口五万円
- 三 学生会員 入会金二千円及び会費零円
- 四 名誉会員 入会金零円及び会費零円

2 前項第一号の規定にかかわらず、地区防災計画学会が設立された年度における正会員の入会金は零円とする。

(会員資格喪失に係る会費滞納期間)

第二条 会則第七条第一項第二号で規定する会員資格喪失に係る会費滞納期間については、三年とする。

(総会の議決手続)

第三条 会則第十三条第二項で規定する総会の議決手続に当たっては、会長は、定足数を設けることができるほか、やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員が、あらかじめ通知された事項について、会長を代理人とする委任状を提出することを認めることができる。

(理事の選出等)

第四条 会則第十五条第四項で規定する理事の選出等については、理事の選出に備え、理事会において次期の理事候補の案を作成し、総会に付議するものとする。

(業務執行理事の業務執行)

第五条 会則第十八条第四項で規定する業務執行理事は、理事会の開催日程の決定、議決事項の提案、それに対する対応案の作成その他の業務の執行を行うものとする。

(理事会の運営)

第六条 会則第二十二条第二項で規定する理事会は、原則として、半年に一回以上開催するものとする。

- 2 理事会においては、原則として、業務執行理事から提案された議決事項について、議決を行うものとする。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるときは、電磁的方法又は持ち回りで開催することができる。

(事務局)

第七条 会則第二十八条で規定する事務局には、会則第十五条第五項に規定する事務局長のほかに、事務局次長その他の職員を置くことができる。

(委員会)

第八条 会則第二十九条で規定する委員会は、次に掲げる委員会とする。

- 一 広報・編集委員会
- 二 教育・訓練及び評価・見直しに関する委員会
- 三 システム化検討委員会
- 四 公共インフラ委員会
- 五 標準化・登録推進委員会

2 前項で規定する委員会には、委員長を置くことができる。

(部)

第九条 会則第二十九条で規定する部は、青年部とする。

2 前項で規定する部には、部長を置くことができる。

(文書審査)

第十条 本会から公表する論文、報告書その他の文書（電磁的記録を含む。）については、会長、副会長又は会長代理が必要と認めるものを除き、会長、副会長及び会長代理又は第八条第一号で規定する委員会の審査を受けるものとする。

(連携会員)

第十一条 会則第二章で規定する会員以外の者で、本会及び会員の活動に賛意を示し、当該活動を善意で支援する者を連携会員と呼ぶことができる。なお、連携会員については、事務局が別に定める。

付 則

(施行期日)

第一条 本規則は、平成二十六年六月二十九日から施行する。